

シューズ券をお持ちの皆様へ

全国共通シューズ券 払戻しのご案内

弊社では、お手持ちの全国共通シューズ券について、資金決済に関する法律第20条第1項及び前払式支払手段に関する内閣府令41条の規定に基づき、払戻しを致します。全国共通シューズ券をお持ちのお客様は、下記の期間中にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

1. 払戻しを行う前払式支払手段の発行者

伊藤忠商事株式会社

※ 全国共通シューズ券の発行業務は日本シューズ振興株式会社が行っていたものであり、1997年8月31日をもって全ての発行業務が既に停止されておりますが、日本シューズ振興株式会社が1998年12月31日付けで解散したことによる清算手続の中において、その清算を完了させるため、伊藤忠商事株式会社が2007年9月1日付けで全国共通シューズ券の回収業務を引き継いでおりました。

2. 払戻しに係る前払式支払手段の種類

日本シューズ振興株式会社発行の全国共通シューズ券 ￥500



3. 払戻しのお申出期間

2012年11月1日(木)～2013年1月31日(木)(当日消印有効)

※ なお、お申出期間内に払戻しのお申出がない場合は、当該払戻し手続から除斥されますのでご注意ください。

4. 払戻しのお申出方法

- ① 弊社ホームページ (<http://www.itochu.co.jp/ja/>) から「払戻し申出書」をダウンロードいただけます。
- ② 上記により「払戻し申出書」をダウンロードすることができない場合は、「本件に関する問い合わせ先」までご連絡いただき、払戻しの旨をお伝えください。弊社から所定の「払戻し申出書」と「払戻しのご案内」をお送り致します。

「払戻しのご案内」に沿って「払戻し申出書」に必要事項をご記入のうえ、必ずお手持ちの未使用の全国共通シューズ券（日本シューズ振興株式会社が発行し、加盟店による発券店印が押印されたものに限ります。）を同封して下記の本件に関するお問合せ先までご郵送ください。

5. 払戻しの方法

お客様が「払戻し申出書」にご記入された金融機関のご指定口座へ、未使用券の額面合計額に郵送料（簡易書留等を利用された場合はその料金を含みます。）を加算した額を振り込む方法により払戻しいたします（振込手数料は弊社負担）。

6. その他ご注意いただきたい事項

- （１） 当社営業所及び加盟店での現金・商品等との交換、払戻しの申出後のキャンセル等には、応じかねます。
- （２） 「払戻し申出書」の記入に不備がある場合又は記入された未使用券の枚数・金額と同封された未使用券に相違がある場合、ご記入頂いた電話番号に連絡し、確認させていただきますが、連絡がつかない場合は、返送させていただきます。再度送りいただくまでにお申出期間を経過した場合、払戻しに応じかねます。
- （３） 以下の各事項に該当する場合は、払戻しをいたしかねますので予めご了承ください。
 - ① 未使用のシューズ券が同封されていない場合
 - ② シューズ券が偽造または変造されている場合
 - ③ シューズ券の破損により証票番号の照合ができない場合
 - ④ シューズ券の３分の１以上が滅失している場合
 - ⑤ 上記２の対象となるシューズ券でない場合
 - ⑥ シューズ券裏面に発券店印のないもの、又は引換済印が捺印してあるもの
 - ⑦ シューズ券取扱い加盟店や取次代行店での申出
 - ⑧ 上記４で定める以外の方法による払戻し
 - ⑨ 払戻し申出期限を過ぎて申出がなされた場合
 - ⑩ その他「払戻し申出書」の記載内容等に不備があり、上記（２）の方法によっても払戻しを行うことができない場合
- （４） 上記（２）及び（３）に該当しない場合であっても、お申出いただいてから払戻しまでには、事務処理の都合上、１ヶ月以上お時間をいただく場合がございます。

お客様には大変ご迷惑をお掛けします事を深くお詫び申し上げます。

■本件に関する問い合わせ先：

〒107－8077 東京都港区北青山２－５－１

伊藤忠商事株式会社 シューズ券担当窓口

電話 0120－675－333

（携帯電話ご利用の場合は03－3408－3015（有料））

お問合せ時間：平日 月～金 ９時30分から17時30分
（祝日、年末年始を除く）